第四十三条第一項の表検査手数料の項中「三百五十円」を「三百円」に、「三千八百五十円」を「三千百五十円」に、「三千六百円」を「三千五百五十円」に、「千百円」を「九百円」に、「三千九百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千二百円」を「四千円」に改め、同表再試験手数料の項を次のように改める。

小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	四百五十円	千四百五十円	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四百五十円	千五十円
	法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円	千四百五十円		法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円	千三百円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千四百円）	四千円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千二百五十円）				
仮運転免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号の規定の適用を受ける場合	四百五十円	千二百五十円				
	法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	四百五十円	千百円				
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	六百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百五十円）	二千四百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千六百円）				

再試験手数料	普通自動車免許に係る再試験	五百五十円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転技能につき必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千百五十円）	千四百円（法第百条の二第二項に規定する普通自動車の運転技能につき必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千六百五十円）
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	五百五十円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転技能につき必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百円）	千四百円（法第百条の二第二項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転技能につき必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百五十円）
	原動機付自転車免許に係る再試験	四百円	六百円

第四十三条第一項の表免許証交付手数料の項中「六百五十円（法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあつては、千百円）」を「千百円」に、「千円」を「九百五十円」に、「四百円」を「三百五十円」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同表免許証再交付手数料の項中「六百五十円（法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあつては、千百円）」を「千百円」に、「二千五百円」に、「四百円」を「三百五十円」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同表免許証更新手数料の項中「七百五十円（法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあつては、千二百円）」を「千二百円」に、「千三百五十円」を「千三百円」に、「七百円（法第九十三条の二の規定による記録が行われる場合にあつては、千百五十円）」を「千百五十円」に、「千四百円」を「千三百五十円」に改め、同表経由手数料の項中「二百円」を「百五十円」に改め、同表審査手数料の項中「七百五十円」を「六百五十円」に、「二千二百円」を「二千円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「千百五十円」を「千百円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項を次のように改める。

技能検定員審査手数料	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査（以下「技能検定員審査」という。）	三千四百五十円	二万五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千五十円	一万八千六百円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	千百五十円	一万三千三百五十円
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）	三千三百円	一万八千五百五十円